

高松市監査委員告示第7号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表します。

平成20年3月31日

高松市監査委員	谷本繁男
同	吉田正己
同	妻鹿常男
同	池内静雄

包括外部監査結果に基づく措置通知について

第1 平成13年度包括外部監査結果に基づく措置通知

1 公共施設の維持管理コスト分析

(1) 措置を講じた部課名 産業部商工労政課

ア 措置通知日 平成20年2月8日

イ 意見を付した事項および措置された内容

(ア) 成果指標の目標設定をより高く設定すべきである（高松テルサ）

高松テルサについては、ホテル、ホールなどの競合施設が増加する中で、厳しい経営を強いられる状況となっているが、施設の特色を活かした新規事業の実施、宿泊料金設定の見直しなどの経営努力を続ける中で、平成18年度に業務改善計画、平成19年度に宿泊施設業務改善計画を策定したところである。次回の事務事業評価実施時には、これらの計画等を基に、現状に即した適切な目標設定を行うこととしている。

第2 平成15年度包括外部監査結果に基づく措置通知

1 公有財産の管理について

(1) 措置を講じた部課名 産業部商工労政課

ア 措置通知日 平成20年2月8日

イ 意見を付した事項および措置された内容

(ア) 出資団体等から事業報告書を入手し，その内容を検討することについて

「財団法人かがわ産業支援財団」については市長が理事として理事会に，産業部長が評議員として評議会に出席し，事業報告や収支決算について協議しており，事業実施報告書も毎年入手し，その内容を検討している。